板倉町 通学路安全プログラム

~通学路の安全確保に関する取組の方針~

平成 27 年 12 月

板倉町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築 し、「板倉町通学路安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- 板倉町教育委員会
- · 板倉町都市建設課
- 板倉町総務課
- · 各小学校長、中学校長
- · 各小学校 P T A 会長、中学校 P T A 会長
- 館林警察署(交通係)
- 群馬県館林土木事務所

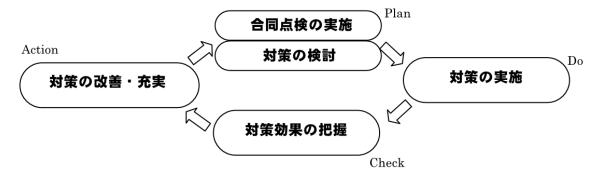
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施 後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

- ○合同点検の実施時期等
 - ・町内の各小学校・中学校について、それぞれ毎年、合同点検を実施します。
 - ・実施時期は、春季に実施し、早急な対応を目指します。
 - ・現状を的確に把握するため、児童、父兄からの危険個所等の報告、又は、学校関係者からの報告等を各小学校・中学校が取りまとめを行い、効率的・効果的に合同点検を実施します。

○合同点検の体制

・各小学校・中学校ごとに、メンバー等が参加する合同点検を行います。

(3)対策の検討

・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、安全 施設等のハード面の対策や交通規制・交通安全教育のようなソフト面などの対 策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4)対策の実施

・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5)対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が 上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認 するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把 握を実施します。

(6)対策の改善・充実

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実 を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

・各小学校・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各小学校・中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	指摘年度	完了年度
点	1	コンビニ周辺	コンビニ客の出入りがあり、児童が 危険である。	都市建設課	民間の出入り口であるため、今以上 の規制は出来ない。 学校から指導をしてもらう。	出入り口となる箇所に擬石を設置し て安全を確保しているので現状維 持。	Н27	H27
検指摘箇	2	資料館西側道路	道路が狭く危険である。	総務課	8,9区の通過交通があり、注意喚 起が必要である。	「児童に注意」等の路面表示を設置 する。	H27	Н27
所	3	駅東口ロータリー	暗い場所等ある。児童の安全確保の ため、駅東口ロータリーに監視カメ ラを設置出来ないか。	総務課	一部、暗い箇所はある。小学校から 駅までの区間には防犯灯を設置済 み。	カメラの設置を検討する。また、駅 周辺の暗い箇所は防犯灯を検討す る。	Н27	
	1	学校南側	学校南側の通学路は道幅が狭く、歩 道もない。	都市建設課	通過交通が無く、拡幅予定もない。	現状維持。	H26	H26
	2	鉄道陸橋西側	陸橋を降りたセブンイレブンの信号 機付近は水たまりになりやすい。	都市建設課	降雨後、排水機能が悪く水たまりが できる。	清掃を実施、完全ではないが改善を している状況。	H26	Н26
対	3	鉄道陸橋西側	陸橋を下りたところは、自転車は滑 りやすい。	都市建設課	砂や砂利等がたまりやすい。	周辺舗装補修済み、清掃を実施。	H26	Н26
策完了箇	4	増保鉄工所周辺道路	8区の佐藤さんの所の道路がカーブが続き、歩道もなくなるので、危ない。道路のカーブが緩やかにならないか。	都市建設課	カーブで見通しが悪いが路面と側溝 の段差解消済み。 線形変更、拡幅予定なし。	歩行者スペースが狭い事は認識している。そのため車道部と側溝の段差を解消しスペースを確保した。 (館林土木事務所回答)	Н26	Н26
所	5	駅構内	駅の中を通るのを不安に思っている 保護者も多い。防犯パトロールや地 域の方に児童の下校時に通ってもら うよう声をかける。	総務課	防犯カメラを設置済み。公民館職員 がパトロールを実施している。	対策は現状を維持する。また、小学 校より児童に指導している。	Н26	Н26
	6	学校周辺	「児童に注意」の標識を南と北側に つけてほしい	総務課	三角商店前の道路に通学路等の表示 が無い。	三角商店前に新たに設置した。	H26	H26

平成27年度 通学路点検結果について(西小学校)

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了年度
点検指摘箇所	1	県道斗合田岡里線より 西の町道1068号線	歩道が無く危険である。歩道スペー スだけでも作れないか。		歩道は無い、区画線外のスペースも 狭く危険である。	歩道設置は困難である。区画線の引き直し等で対応可能か検討する。また、路面表示による注意喚起を検討するが、道路維持により舗装修繕を検討しているため兼ね合いを考慮し検討する。	Н27	
	2	おぎの見せの工学吸み	歩道無 → 路面表示 通過車両等の流入が多くなってきて 危険である。道路余剰地に舗装を掛 けグリーンベルト等の施工ができな いか。	総務課 都市建設課	車道幅は広いが、県道の信号を避ける抜け道となっており、通過交通車両が増えてきている。	路面表示による注意喚起を実施す る。後の状況を鑑み以後検討する。	Н26	H27
	3	浮戸内の道路	民家等なく道路全域にわたり暗く危 険である。	総務課	人家の無い道路である。道路脇に雑 木等の茂みがある。	H24年度に防犯灯設置済み。球切の 確認等を実施し、メンテナンスす る。	H27	H27
		似月野使同から	歩道が無く危険である。拡幅等困難 であると思われるので路面表示等で 注意喚起してもらいたい。	都市建設課	歩道は無い、区画線外のスペースも 狭く危険である。	「学童注意」等の路面表示を要望。 県道への路面標示は消去する方向へ 進んでいるため現状維持 (館林土木事務所回答)	Н26	Н26
対策完了箇所	2	(おぎの屋周辺)	県道「斗合田 岩田 岡里線」(川 魚料理おぎの屋周辺) →おぎの屋周辺の三差路は、籾谷地 区の児童が東西に渡る通学路である が、南北の道路がゆるくカーブして いて、見通しが悪く、交通量も多く 危険である。早期完成とそれに付随 する歩道の早期設置を要望。	総務課	県道拡幅が完了し、交通量増加や通 過車両のスピードの出し過ぎが懸念 される。	平成27年度に横断歩道、手押し信号 を設置したため完了。	Н26	Н27

平成27年度 通学路点検結果について(南小学校)

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了年度
	1		北根用水路の他、地域全域において 水路に進入できる状態(フェンス無 し)であるため、危険である。	都市建設課	フェンス間に隙間かめり、子供の進 入が可能な状況。	南小学校PTAが赤旗を設置し、児童へ危険箇所の周知をしている状況。水路管理者へ危険を認知してもらい対策を要望する。 (水路管理者 邑楽土地改良区)	Н26	
点検指摘	2	県道麦倉川俣線 (初沢商店西信号付近から西側、地蔵院前横断 歩道)	水郷公園へ分岐する三差路から先の 県道には歩道がなく、白線が消えか かっている。		1-12号線より西側に歩道が無い。区画線、横断歩道等が消えている箇所がある。	県道管理者へ外側線の引き直しをお 願いする。また、歩道の設置につい ては、要望をする。	Н26	
)))	3		道路面と田んぼとの段差があり、危 険なのでポールをたててもらいた い。	都市建設課	段差があり、歩行者が転落する可能 性がある。	歩道は北側に設置されており、南側 の歩行は推奨していないので実施は 困難との事。 (H26館林土木回答) 一部北側でも段差があるため再度要 望する。	Н26	
	4	小学校北側の空き地	雑草が生い茂り防犯上好ましくない 状況が見受けられる。		現場確認時は草刈り完了後の状態で あった。	今後の状況を踏まえ、地権者に連絡 を検討する。	H27	H27
対策	1							
策完了箇所	2							
	3							

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了年度
			村松モータース付近の歩道の設置を 検討していただきたい。	都市建設課	カーブ箇所に歩道が無く危険である。	地権者の同意が以前より得られない 状況。継続し、土木へ要望する。 館林土木事務所へ要望書提出済み。	Н26	
	1	村松モータース周辺	数名の生徒が横断する必要がある が、見通しが悪く危険である。	都市建設課	設置されている。カーブ箇所であり	カーブ箇所であり、横断することが 危険な場所である。南の信号を使用 し横断するよう指導してもらう。 何らかの安全対策を館林土木事務所 と協議する。	H27 H27	
	2	北地区全体	草花や樹木が生い茂り見通しの悪いところがある。	総務課 都市建設課	民地より道路部に草木がはみ出して	区長会等に連絡し、必要な箇所は対 H2 応を依頼する。また、行政より地権 -	H27	
点	3	町道1-4号線の一部	民地から草木が生い茂り見通しが悪 く危険である。	総務課 都市建設課	いる箇所を確認。	+ 11 + 2 /1.4x 1. x	Н27	
検指摘箇所	4	館林工業団地東側道路	草花や樹木が生い茂り、歩道の通行 に支障をきたしている。	都市建設課	確認時には、草等は刈り取られていた。	状況に応じ、館林市と協議し対応す る。	H27	H27
	5	主要地方道館林藤岡線 (除川地区内)	除川地区の県道の一部区間に歩道が 無く、道幅も狭いため危険である。	都市建設課	一部区間を除き、西側、東側に歩道が存在する。また、歩道未設置区間は見通しが悪く、歩道スペースも確保されていない。歩道の連続性が保たれていないため安全の確保が困難である。	より用地調査、歩道設計に着手している。27年度より用地買収、一部工事着手予定であり、早期の完成を	Н26	
	6	主要地方道館林藤岡線 (西岡新田NTT交換所)	横断する必要がある生徒がいるが、 交通量が多く危険である。	総務課		公安委員会と協議した結果、信号・ 横断歩道の設置は困難との回答あ り。何らかの安全対策を検討する。	Н26	
	7	町道1-7, 2-25号線交差 点	一時不停止が目立ち危険である。	教育委員会	交通規制がなされている。また路面 表示による注意喚起もしてある。	学校から児童に注意して、登校する よう指導。	Н27	Н27

平成27年度 通学路点検結果について(北小学校)

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了年度
	1	北地区全体	道路表示 (スクールゾーン) が薄れ ている箇所がある。	総務課	路面表示が薄れていることを確認。	路面表示更新完了。	Н26	Н26
対策完了	2	主要地方道館林藤岡線	歩道が狭く危険である。ガードレー ルを設置し、車道との分離が必要。	都市建設課	交通量がある。また歩道が狭いため 小学生が県道側へ飛び出る危険性が ある。		Н26	Н26
	3	北地区全体	二本木の横断歩道に押しボタン式信号を設置してほしい。また、NTT基地局横に押しボタン式信号を設置してほしい。	総務課	が立つかどうかも大きな障害。また、	道路形状の点から設置が困難。信号柱 事故の発生状況や交通量等の危険要 の優先度が比較的低い。加えて、西側 の車両が停車していた場合、南北から	Н26	Н26
断所	4	北地区全体	一時不停止の車が多く危険である。	学校	運転者のモラルの問題である。	学校から児童に、注意して登校する よう指導する。	Н26	Н26
	5	県道板倉除川線	歩道の横に遊水池や用水堀があり、 危険である。	教育委員会		安全対策は完了している。学校から 児童へ指導する。	Н26	Н26

平成27年度 通学路点検結果について(板倉中学校)

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了年度
点検指摘箇所	1	館林工業団地東側道路	館林地区内の道路が歩道未対応であり危険である。ブルーベルトを設置 出来ないか。			館林市の管理区間であるため、協議する。	Н27	
	2		一部区間で歩道が無く危険である。	都市建設課	一部歩道が無く。車道に出なくては ならない。	地権者の同意が得られていない状況 にある。 要望書提出済み。(館林土木事務 所)	Н27	
	3	県道除川板倉線	一部区間において、歩道表面が荒れ ており通行に支障をきたしている。	都市建設課	路面が荒れている状況。	今後、点検報告と併せて館林土木事 務所と協議をする。	Н27	
	4		一部区間において、農地との段差が あり転落の危険がある。毎年、数名 の生徒が風にあおられ転落してい る。	都市建設課	段差のある箇所には転落防止柵が設 置されているが、一部区間において 未設置箇所がある。	今後、点検報告と併せて館林土木事 務所と協議をする。	Н27	
対策完了統	1		中学生が自転車で歩道を通れるよう申請をお願いしたい。	総務課	現状では歩道内の自転車走行は法律 上不可能である。 自転車歩行者専用道路の協議が必 要。	歩道幅員がせまく、自転車歩行者道 にすることは不可能との回答。(公 安委員会)	Н27	Н27
箇所								

